

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	62-3	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	26-1	許認可等の内容	指定検査機関の役員の選任及び解任の認可	
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (抄) (平成二年六月二十九日号外法律第七十号) (役員等の選任及び解任) 第二十六条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員の選任及び解任は、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2～3 (略)</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (抄) (平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号) (役員の選任及び解任の認可の申請) 第三十九条 指定検査機関は、法第二十六条第一項の規定により選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第四号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。 2 役員を選任しようとする場合における前項の申請書には、当該選任しようとする者の略歴を記載した書類及びその者が法第二十二条第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しないことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p><法第二十二条第二項四号イ又はロ> (指定の基準) 第二十二条 1 (略) 2 都道府県知事は、前項第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。 一～三 (略) 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。 イ 第二号に該当する者 ロ 第二十六条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しないもの。</p> <p><法第二十六条第三項> 第二十六条 1～2 (略) 3 都道府県知事は、その指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第二十八条第一項の業務規程に違反したときは、当該指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p><法第二十八条第一項> (業務規程) 第二十八条 指定検査機関は、厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>						

2 (略)

<厚生労働省令で定める事項>

(業務規程)

第四十一条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項は、第三十四条第八号に掲げる事項とする。

2～3 (略)

<規則第三十四条第八号>

(指定の申請)

第三十四条

一～七 (略)

八 次に掲げる事項を記載した食鳥検査の業務の実施に関する計画書

イ 食鳥検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

ロ 食鳥検査の業務を行う事務所ごとに次に掲げる事項

(1) 食鳥検査の業務を行う事務所の名称及び所在地

(2) 食鳥検査の業務の概要

(3) 配置する検査員の数

ハ 手数料の収納の方法に関する事項

ニ 食鳥検査の実施の方法に関する事項

ホ 食鳥検査の実施の手続に関する事項

ヘ 食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類の種類並びにそれらの管理に関する事項

ト 検査員の選任及び解任に関する事項

チ 検査員の研修に関する事項

リ その他食鳥検査の業務の実施に関し必要な事項

九～十 (略)